

グループホーム小国あいあい

(介護予防)認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

1. 事業所の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

グループホーム小国あいあい(以下「事業所」という)が行う事業は、認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、地域の中で築いてきた大切なつながりを断ち切ることなく住み慣れた環境の中で安心して暮らすことができ、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した生活を営む事ができるように支援することを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行います。
- ② 事業所は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下、地域に密着した日常生活を送ることができるよう配慮します。
- ③ 事業所は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という)に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮します。
- ④ 共同生活住居における従事者は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービス(以下「サービス」という)の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその代理人に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明を行います。
- ⑤ 事業所自ら、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ⑥ 市暴力団排除条例の基本理念に則り、暴力団等による不当な行為及び不当な影響を排除します。

2. 事業所の概要

- (1) 事業所名 : グループホーム小国あいあい (指定番号 : 1590200539)
- (2) 住 所 : 新潟県長岡市小国町太郎丸1520番地1
- (3) 電話番号 : 0258-95-5175
- (4) FAX番号 : 0258-95-5173
- (5) 利用定員:18人
- (6) 居室等の概要

居室・設備の種類	室 数	備 考
一人部屋	18戸	1ユニット9戸
食堂	2室	1ユニット1室
浴室	2室	1ユニット1室
台所	2か所	1ユニット1か所

3. 職員の職種、人数・勤務体制

- (1) 管理者:1名
- (2) 計画作成担当者:1名(兼務)
- (3) 介護職員:14名(常勤専従:7名、常勤兼務:2名、非常勤専従:5名)
- (4) 勤務体制

職種	備考
1. 介護職員・看護師・ 管理栄養士	日勤 8:30～17:30 日勤② 8:00～17:00 夜勤 16:30～9:30 夜勤② 15:30～8:30
2. 計画作成担当者	◎各時間帯最低1名以上配置(他パート時間設定)

4. 協力医療機関:小千谷総合病院

5. 利用料金(1ヵ月30日の場合)

- 敷金:40,000円 入所時(退所時の室内清掃及び消毒:25,000円・修繕費:15,000円)
修繕費が予算を超えた場合は、別途請求させていただきます。また、修繕費用が発生しないときは、返金いたします。
- 居室利用料:40,000円/月
- 管理費(水道光熱費含む):16,000円/月
別途 冬期間(10月～4月)及び夏期間(6月～8月) 260円/日加算させていただきます。
- 食費:55,500円/月 (1,850円/日 *朝食、昼食、おやつ、夕食)
- 実費:日用品費、レクリエーション費、理美容費(3,000円)、おむつ代、嗜好品費は実費をご負担いただきます。

【介護保険一部負担金 1割】()内は1ヵ月30日の場合

要支援2 : 749円/日 (22,470円/月)

要介護1 : 753円/日 (22,590円/月)

要介護2 : 788円/日 (23,640円/月)

要介護3 : 812円/日 (24,360円/月)

要介護4 : 828円/日 (24,840円/月)

要介護5 : 845円/日 (25,350円/月)

※別紙参照

【加算】

- ・ 初期加算 入居から30日間 : 30円/日(900円/月 入所した日から30日以内の期間のみ)
- ・ 若年性認知症利用者受入加算 : 120円/日(3,600円/月 65歳未満の方が入所時のみ)
- ・ 退去時相談援助加算 : 400円/回(利用期間が1月を超える利用者が退居し、利用者の同意を得て、退去の日から2週間以内に退去居後の居宅地の地域包括支援センター等に居宅サービス等の必要な情報提供を行った時に加算されます)
- ・ 介護職員等処遇改善加算 : 介護保険自己負担金と各加算の合計に17.8%が加算されます

- ・ 夜間支援体制加算(Ⅱ) : 25円/日(750円/月)
- ・ 医療連携体制加算(Ⅰ) : 39円/日(1,170円/月)
- ・ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) : 3円/日(90円/月)
- ・ 科学的介護推進体制加算 : 40円/月
- ・ 看取り介護加算 : 死亡日以前31日以上45日以下 72円/日
死亡日以前4日以上30日以下 144円/日
死亡日の前日及び前々日 680円/日
死亡日 1,280円/日
(回復の見込みがないと医師から診断され、管理者より看取りに関する指針の説明を受け同意後に加算されます)
- ・ 入院した時の費用の算定 : 246円/日(入院後3か月以内に退院が可能と認められた時、最大12日間、1日につき246円が加算されます)

※加算につきましては、介護保険の改正や施設の体制により、変更が生じる場合があります。その際はお知らせ致します。

6. 請求支払い方法

- ・ 原則的に前月の光熱水費、食材料費、介護費用等及び次月の家賃の請求書を毎月25日までに郵送させていただきます。
- ・ お支払い方法は、銀行振り込み、現金集金、口座自動引落しの中から契約時にお選びください。(口座自動引落しの際の手数料はご負担願います。)

7. 入所対象者

利用者が次の各号に適合する場合、事業所の利用ができます。

- ① 要支援2、要介護1～5の被認定者であり、かつ認知症の状態であると医師からの診断があること。
- ② 共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③ 自傷他害の恐れがないこと。
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ⑤ 重要事項説明書に記載する事業所の運営方針に賛同した上で、認知症対応型共同生活介護契約条項を承認できること。

8. サービスの内容

介護計画の立案

- ・ 適切なアセスメントを行い、本人・代理人が望む生活が実現できるような介護計画作成を行います。

食事

- ・ 食事時間
朝食 7:00～ 昼食 11:30～ 夕食 17:00～

- ・ 本人の希望と体調にあわせて、自由に時間の変更や場所が選べます。
- ・ 利用者と職員が、できる限りの範囲で食事の準備・後片付けを行ない、役割や生きがい、充実感や達成感を持って生活していくことができるよう支援していきます。

排泄

- ・ 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

入浴

- ・ 原則、2回／週の入浴または清拭を行います。

生活介護

- ・ 一人一人の生活リズムに合わせた支援をいたします。
- ・ 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ・ 清潔な寝具を提供します。

生活相談

- ・ 利用者及び代理人からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

行政手続き代行

- ・ 行政機関への手続きが必要な場合は、利用者や代理人の状況によっては代行します。

機能訓練

- ・ 離床援助・屋外散歩同行・家事共同等により生活機能の維持・改善に努めます。

金銭の管理

- ・ 3万円を上限とし、事務所にてお預かりします。日用品、通信費、その他の支払いを代行します。入出金があった場合には、金銭出納帳に記入し請求書発行時にコピーを同封します。

記録の保存

- ・ サービス提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後5年間保管いたします。

9. 入所の手続き(必要な書類など)

- ① 介護保険被保険者証
- ② 後期高齢者医療被保険者証
- ③ 介護保険負担割合証
- ④ 身体障害者手帳・特定医療費(指定難病)受給者証(ある方)

<注意>更新毎に必ず施設までお届けください

10. 退所の手続き

(1)利用者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)

退所を希望する日の30日前までに申し出てください。

ただし以下の場合には即時に契約を解約・解除し、事業所を退所する事ができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 利用者が入院された場合。
- ③ 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合。
- ④ 事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑤ 事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他サービスを継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業所からの申し出により退所していただく場合。

以下の場合には、事業所からの申し出で退所していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 利用者によるサービス利用料金の支払が3カ月以上遅延し、催告にもかかわらず14日間以内にこれを支払われない場合。
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事等によって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 利用者が病院に入院し、3ヶ月以上経過した場合、又は明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合。
- ⑤ 利用者が介護老人福祉施設や介護老人保健施設に入居した場合、もしくは介護医療院に入院した場合。

(3) 自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ① 介護認定によりご利用者の心身の状況が、自立又は要支援1と判定された場合
- ② 事業所が解散・破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

11. 施設利用にあたっての留意点

面会

- ・ 面会時間 8:00～18:00
それ以外についてはご相談下さい。
- ・ インフルエンザウイルス・コロナウイルス等感染症の流行時など、面会時間・方法にご配慮頂く場合があります。

外出・外泊

- ・ 必ず行き先と帰り時間、食事の有無など必要なことを所定の用紙で職員にお届け下さい。

喫煙

- ・ 決められた場所をお願いします。

所持品の持ちこみ

- ・ 家具・衣類の持ち込みは、居室内に収まりきる範囲内でお持ち下さい。(備え付けの家具有り)
- ・ 季節毎の衣類の入れ替えは代理人等にてお願い致します。

宗教・政治活動

- ・ 施設内での宗教活動・政治活動はご遠慮下さい。

ペット

- ・ ペットの持ち込みはお断りします。

食べ物の持ち込み

- ・ 衛生管理上、1回で食べられる量をお願いします。

12. サービス内容に関する苦情

事業所は、提供されたサービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

【サービスについての苦情や相談がある場合は、以下までご連絡ください。】

グループホーム小国あいあい

相談窓口対応者： 中嶋 直美(管理者)

電話：0258-95-5175 FAX：0258-95-5173

第三者委員

- ① 早川武志 連絡先 080-6899-0802
- ② 清川恵美子 連絡先 080-5543-0301

※ 相談を受けた後、事業所は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の有無並びに改善の方法について、問い合わせ者または申し立て者に文書で報告します。

※ 事業所は疑問、問い合わせ及び苦情申し立てがなされたことをもって、利用者に対しいかなる不利益、差別的取り扱いもいたしません。

・介護保険の苦情や相談に関しては他に下記の相談窓口があります。

担当 長岡市介護保険課給付係

電話 0258-39-2245

担当 新潟県国民健康保険団体連合会サービス相談室

電話 025-285-3022

・第三者評価(外部評価)の実施状況

実施状況	有 ・ 無
実施日	令和7年3月19日
実施機関名	「公益社団法人 新潟県介護福祉士会」
評価結果の開示	実施機関事業所よりWAMNETへ公表

13. 退所時の援助

契約の終了により利用者が退所する際には、利用者及びその代理人の希望、利用者が退所後に生活されることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

14. 秘密保持の厳守

事業所及びすべての従業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその代理人に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。

15. 個人情報の保護

- ① 事業所は、自らが作成または取得し、保存している利用者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関連法規及び、事業所の諸規則に則り、適正な取り扱いを行います。
- ② 事業所は、法令規則により公的機関あての報告が義務付けられているもの、及び緊急の場合の医療機関等への利用者の心身等に関する情報提供、その他、利用者が『個人情報の使用に係る同意書』にて予め同意しているもの以外に、利用者または代理人の同意なく第三者に個人情報の提供を行いません。
- ③ 事業所で作成し、保存している利用者の個人情報、記録については、利用者及び代理人はいつでも閲覧できます。また、実費にて複写することもできます。

16. 身体拘束廃止に向けての取り組み

- ① サービス提供に当たり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- ② 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者及び代理人等に、【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明し、同意を得ます。
- ③ 事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を随時開催するなど、身体拘束廃止の取り組みをします。

17. 感染症対策

- ① 事業所は、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。
- ② 事業所は、対策を検討する委員会を月に一回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をはかります。また従業者に対し、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施します。
- ③ 以上のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に

沿った対応を行います。

18. 介護事故発生防止

- ① 事業所は、事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備します。
- ② 事業所は、事故が発生した時またはそれに至る危険性がある事態が生じた時に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。
- ③ 事業所は、事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。

19. 緊急時の対処方法

利用者に容態の変化等があった場合は、「緊急連絡先別紙」に基づき、代理人等へ連絡すると共に、医師あるいは協力医療機関に連絡し、医師の指示に従います。

20. 非常災害対策

- ① 防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ② 防災設備：防火設備、非常放送設備等、必要整備を設けます。
- ③ 防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員及び利用者が参加する消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。
- ④ 併設施設における非常災害対策を一体的に行います。

21. その他

(1) 通院・入退院時の送迎

緊急時を除き、通院・入退院時の送迎は、代理人のご協力をお願いします。

(2) 入院時の対応

入院中の対応は、代理人でお願いします。

22. 当法人の概要

法人名称：社会福祉法人あいあい

代表者役職・氏名：理事長 海發 亜由美

当法人所在地：新潟県長岡市小国町太郎丸1520番地1

電話：0258-95-5175(代表)